

寄附金に対する税制優遇措置について

苫小牧市社会福祉協議会は特定公益増進法人に該当し、本会への寄附金及び特別会員会費は、「特定寄附金」として、税制上の優遇措置の対象となります。

【個人の場合】

(1) 所得税

「寄附金控除(所得控除)」または「寄附金特別控除(税額控除)」のいずれか有利な方法を選択し控除を受けられます。

① **所得控除**・・・下記の計算式による金額が、年間所得額から控除されます。

$$\text{(特定寄附金合計額)} - \text{(2,000円(適用下限額))} = \text{(所得控除額)}$$

※特定寄附金の合計額は所得金額の40%が上限です。

② **税額控除**・・・下記の計算式による金額が、所得税額から控除されます。

$$\text{(特定寄附金合計額} - \text{2,000円)} \times 40\% = \text{(税額控除額)}$$

※特定寄附金の合計額は所得金額の40%が上限です。

※税額控除額は、その年分の所得税額の25%が上限です。

(2) 個人住民税

本会への特定寄附金については、住民税(翌年度)において寄附金税額控除が受けられます。

$$\text{(特定寄附金合計額} - \text{2,000円)} \times 10\% = \text{(寄附金税額控除額)}$$

※算式中の10%は、市民税6%、道民税4%です。

※特定寄附金合計額は、年間所得の30%が上限です。

【法人の場合】

本会への特定寄附金について、次のいずれか少ない金額を、損金の額に算入することができます。

① 本会への寄附金及び特別会員会費の額

② 特別損金算入限度額

$$\text{(資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1 / 2$$

※本会に対する寄附金及び特別会員会費のうち、損金の額に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めて、別途損金算入限度額の計算を行うことができます。

税制優遇措置を受けるためには、確定申告が必要です。その際には本会が発行した領収書を添付して申告してください。なお、詳細については税務署にお問い合わせください。